

令和7年度

広島県理容美容専門学校

『防災計画』

目 次

I	目 的	2
II	基本方針	2
III	防災訓練及び防災教育の実施	2
IV	進行型災害発生が予想される場合の学生及び 教職員の登校及び業務の中止に関する行動指針	2
V	突発型災害が発生した場合の学生及び教職員の 登下校及び授業（業務）の中止に関する行動指針	3
VI	災害発生が予想される場合の従業員の行動指針	3
VII	災害発生時に教職員以外の学生やお客様が校内等にいる場合の対応	5
VIII	顧客や取引先への対応	5
IX	緊急避難場所	5
X	防災に係る組織体制	5

I 目的

この計画は、本校における防災対策に必要な事項を示し、災害が発生した場合及び災害の発生が予想される場合の行動指針を示すことにより、災害による混乱の防止、発生後の被害軽減を図ることを目的とする。

II 基本方針

本校では以下の基本方針に基づき、本計画を策定する。

- (1) 本校学生並びに教職員とその家族の安全を守る。
- (2) 本校学生と教職員を早期に帰宅させ又は災害が予想される状況で登校させない。また帰宅困難者が発生した際の支援を行う。
- (3) 被災状況の細やかな報告や対応をおこない、校務を安全に実施する。
- (4) 効果性の高い防災訓練を実施し、災害発生時の被害拡大の防止を図る。

III 防災教育及び防災訓練の実施

本校は年1回、以下の防災教育（研修）ならびに防災訓練を実施する。

- ① 教職員対象 防災研修（4月の職員会議内にて実施）
- ② 専門課程学生対象 防災教育（4月始業後、早急に実施）
- ③ 教職員・学生対象 火災避難訓練（4月始業日後、2週間以内に実施）
- ④ 教職員・学生対象 地震防災訓練（後期に実施）

IV 進行型災害発生が予想される場合の学生及び教職員の登校及び業務の中止に関する行動指針

- (1) 進行型災害発生が予想される場合の学生及び教職員の登下校に関する判断基準

本校は以下の場合、登校している学生及び教職員を下校させ、又は登校させない指示を出さなければならない。ただし、下校させる場合には、学生及び教職員の帰宅経路の安全が確保できる場合に限る。

- イ) 本校の属する地域に行政からの避難情報（警戒レベル4：避難勧告以上）が発令された場合。
- ロ) 本校近辺の公共交通機関が停止することが予想される場合。
- ハ) 学生又は教職員の自宅又は家族に被害が生じた場合。
- ニ) 上記の場合でも必ず承諾をもらう必要がある。（学生⇒担任 教職員⇒校長）

- (2) 進行型災害発生が予想される場合の授業（業務）の中止等に関する判断基準

本校は以下の場合には、授業（業務）を中止しなければならない。

- イ) 本校の属する地域に行政からの避難情報（警戒レベル4：避難勧告以上）が発令された場合。
- ロ) 本校近辺の公共交通機関が停止することが予想される場合。
- ハ) 学生又は教職員の自宅又は家族に被害が生じた場合。
- ニ) 上記の場合でも必ず承諾をもらう必要がある。（学生⇒担任 教職員⇒校長）

V 突発型災害が発生した場合の学生及び教職員の登下校及び授業（業務）の中止に関する行動指針

(1) 突発型災害が発生した場合の学生及び教職員の登下校に関する判断基準

本校は以下の場合、登校している学生及び教職員を下校させ、又は登校させない指示を出さなければならない。ただし、下校させる場合には、学生及び教職員の帰宅経路の安全が確保できる場合に限る。

- イ) 本校の属する地域が大きな地震に見舞われた時。
- ロ) 本校の属する地域に津波警報が発令されている場合。
- ハ) 突発型災害が発生し、学生又は教職員が傷害を負った場合。
- ニ) 突発型災害が発生し、校内及び所在地周辺の安全が確保できない場合。
- ホ) 突発型災害が発生し、所在地近辺の公共交通機関が停止することが予想される場合。
- ヘ) 学生又は教職員の自宅又は家族に被害が生じた場合。
- ト) 上記の場合でも必ず承諾をもらう必要がある。(学生⇒担任 教職員⇒校長)

(2) 突発型災害が発生した場合の授業（業務）の中止等に関する判断基準

本校は以下の場合には、授業（業務）を中止しなければならない。

- イ) 本校の属する地域が大きな地震に見舞われた時。
- ロ) 本校の属する地域に津波警報が発令されている場合。
- ハ) 突発型災害が発生し、学生又は教職員が傷害を負った場合。
- ニ) 授業（業務）実施場所において、突発型災害が発生し、学生及び教職員の安全が確保できない場合。
- ホ) 周辺地域の広域な地域に、突発型災害の甚大な被害が生じた場合。
- ヘ) 突発型災害が発生し、所在地近辺の公共交通機関が停止することが予想される場合。
- ト) 学生又は教職員の自宅又は家族に被害が生じた場合。
- チ) 上記の場合でも必ず承諾をもらう必要がある。(学生⇒担任 教職員⇒校長)

VI 災害発生が予想される場合の従業員の行動指針

- (1) 災害の発生が予想される場合の従業員の基本行動基準は次のとおりとする。
具体的には、次頁に記載の「(2) タイムライン表」による。

	授業（勤務）時間内校内	授業（勤務）時間内校外	夜間・休日
管理職	安全確認の上、原則登校	安全確認の上、原則登校	安全確認の上、原則登校
一般教職員	安全確認の上、帰宅	安全確認の上、帰宅	自宅待機
学生	安全確認の上、帰宅	安全確認の上、帰宅	自宅待機

(2) タイムライン表

イ) 進行型災害 (※教頭は総務主任と読み替える)

気象・行政の情報	行動	対応者
台風・豪雨予報	気象情報収集	校長
	校内設備、校外設備の確認	教頭
	授業（勤務）予定確認	教頭
警戒レベル3：想定災害の発生、可能性が高まる、予報	学生・教職員の登下校経路の安全確認	校長
	交通状況の整理	校長
	情報集約⇒校長に報告、助言	教頭
	学生・教職員の登下校経路の出退社に関する判断（判断基準は上記による） ⇒登下校指示	校長
警戒レベル4：避難勧告	学生・教職員の安全確認	教頭
警戒レベル4：避難指示	帰宅抑制⇒指示	校長
災害通過	被害確認	教頭

ロ) 突発型災害

気象・行政の情報	行動	対応者
災害発生	被災情報収集	教頭
	校内設備、校外設備の確認	教頭
	授業（勤務）予定確認	教頭
災害発生から2時間	学生・教職員の登下校経路の安全確認	校長
	交通状況の整理	校長
	情報集約⇒校長に報告、助言	教頭
	学生・教職員の登下校経路の登下校に関する判断（判断基準は上記による） ⇒登下校指示	校長
	学生・教職員の安全確認	教頭
災害発生から2時間以降	帰宅抑制⇒指示	校長
災害発生から一日	被害確認	教頭

Ⅶ 災害発生時に教職員以外の学生や来客が校内等にいる場合の対応

- (1) けがのない学生及び外来者には避難を依頼する。
- (2) 学生又は来客が避難できない場合には、職場責任者の指示に基づき、教職員が当該の学生又は外来者に付き添う。
- (3) 本校が属する地域に行政からの避難情報（警戒レベル4：避難勧告以上）が発令された場合は学生及び外来者には安全が確保できるまで校内にとどまってもらう。
- (4) 本校が属する地域に行政からの避難情報（警戒レベル4：避難勧告以上）が発令された場合は学生及び外来者にはすみやかに帰宅を促す。
- (5) 災害発生後、ただちに職場責任者は従業員の不安感、動揺を最小限にするために、声掛けを行う。
- (6) 職場責任者より声掛けがない場合には、その場の教職員が相互に声をかける。特に校内において学生又は外来者がいる場合には、学生又は外来者の安全確保を最優先とする。
- (7) 全教職員は連絡・報告を密にし、生じうる被害の拡大防止に努める。

Ⅷ 学生や教職員の保護者または家族への緊急連絡

災害が発生し、校内で学生又は教職員に負傷などの問題が生じた場合、その当該学生または教職員の保護者又は家族に、速やかに連絡する。

Ⅸ 緊急避難場所

- (1) 一時避難場所：一時的に避難できる広場、公園、空き地など
 - ①名称：国泰寺公園
住所：広島県広島市中区国泰寺町1丁目7
対応災害：火災、地震 等
 - ②名称：東千田公園（広島大学跡地）
住所：広島県広島市中区東千田町1丁目1
対応災害：火災、地震 等

X 防災に係る組織体制

- (1) 本校では災害が予想される場合、もしくは災害が発生した場合に備え、防災委員会を設置する。
委員会の規定は、別紙【広島県理容美容専門学校 防災委員会設置規定】による。
- (2) 防災委員会設置規定における各委員並びに教職員の分掌を、以下のように定める。
 - ① 委員長 … 災害に係る情報の集約と統括、判断、指示。
 - ② 副委員長 … 委員からの情報集約、委員長への報告、委員長の職務補佐。
 - ③ 委員 … 教職員からの情報集約、委員長および副委員長の指示伝達。
 - ④ 他教職員 … 学生、来客等の安全確保、情報の収集、伝達。
- (3) 令和7年度の防災委員会委員
 - ① 委員長 … 校長 河野 啓
 - ② 副委員長 … 総務主任 和田 幸子
 - ③ 委員 … 事務長 丸石 弘二
教務主任 森澤 みゆき
広報主任 浜田 篤（管理者）
教務主任 森澤 みゆき
理容主任 門田 悠輔
事務主任 米澤 知子